

備品購入・管理に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、X局Yセンターにおいて、管理担当部署から執務室のレイアウト変更に伴い購入すると説明されていた32セットの机及び椅子（以下「本件備品」という。）のうち、30セットが本来配置される場所に見当たらない、という通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 本件備品の購入に係るレイアウト変更についての各職員への説明内容について          執務室のレイアウト変更に関する各職員への説明については、令和4年2月に2回開催されており、それぞれの説明会における概要は以下のとおりである。</p> <p>・第1回目          各係の代表者に対して、管理担当部署から、職員の増員見込みがあるため、執務室の既存スペースの配置を考え、机と椅子を既存のものより小型化することで台数を現行より8台多い32台とし、抜本的なレイアウト変更を行う方針が説明された。その際、「レイアウト変更について執務室の職員への説明がなく、仕事へのモチベーションが下がった。早めに知らせて欲しかった」「現在の執務室の環境は他に比べて恵まれていて、それを改悪するのは十分検討するべき。」などの意見があり、ほぼ全ての参加職員からは反対意見等が示された。          なお、説明会には全ての係から職員が出席しており、出席できない職員は出席者に一任するとのことであり、欠席者への伝達は出席職員に任されていたとのことである。</p> <p>そのため、説明会后、管理担当部署は方針を見直し執務室レイアウトの現状を維持することとし、次年度は共有スペースの整理等により執務室には本件備品のうち増員分の2セットを配置することを決定し、翌日の庁内会議で承認されたことから、概ねの調整が完了と認識しているとのことである。なお、残り30セットについては今後職員の増員が見込まれる際の活用等を管理担当部署内で検討・調整を継続しており、その結果、変更契約に係る文書作成が行われた3月に案を決定しているとのことである。なお、管理担当部署としては執務室以外での活用の検討状況・結果等は職員の執務環境に直ちに影響を及ぼすことではないため、各職員への報告等はその後も特に行っておらず、執務室のレイアウト方針の変更（現状の維持）はあらためて次回の会議で各職員に説明することとしている。</p> <p>・第2回目          執務室の共有スペースを整理し、本件備品のうち2セットを設置することについて管理担当部署から説明し、参加職員と話し合い決定した。          なお、本件備品のうち執務室に配置されない残り30セットの扱いについては、この説明会では触れていないとのことである。</p> <p>2 本件備品の購入に係る手続き等について          本件備品の購入は設置等の作業を含め「Yセンター執務室レイアウト変更等業務委託」において決定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託の決定 令和4年1月</li> <li>・入札・開札 令和4年2月</li> <li>・契約の締結 令和4年2月（入札・開札の10日後）</li> </ul> <p>ただし、上記1のとおり、庁内での調整の結果、当初予定していた執務室への本件備品（全32セット）の設置から、共有スペースの整理による本件備品のうち2セットの設置へ方針案が変更となったことを受けて、執務室レイアウトを再修正する必要が生じ、本件備品の配置や配送先等が当初契約の内容から変更になったことから、委託内容を変更している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更契約の決定 令和4年3月</li> <li>・変更契約の締結 令和4年3月（決定の翌日）</li> </ul> <p>なお、変更後の委託内容は仕様書の通り同年3月に履行されていることがX局から提供さ</p>

れた「委託契約書」「委託契約変更契約書」「物品役務完了検査調書」等により確認することができた。

(委託契約の主な内容)

	当初契約	変更契約
机・椅子の搬入先	執務室 32セット	執務室 2セット 別室 30セット
執務室パーテーション撤去等	あり	なし
当初契約比較(額)	—	増額(11万円)※

※ 設置予定場所が執務室に加えて複数の別室となり、搬入先が追加されたこと、机の設置・固定方法が連結から個別に変更されたことにより資材が増加したこと等により増額している。

### 3 本件備品の保管場所等について

本件備品(全32セット)のうち2セットが執務室内に設置されており、これは通報者が指摘する通りの使用状況であることが確認された。

残りの30セットは別室に保管されており、その内訳は18セットが別室それぞれで使用され、残り12セットは今後の職員の増員等を見据えた予備として、4室の別室に保管されていることが、調査を行ったX局職員により確認されている。

その結果、購入された本件備品全てについて、X局の調査により所在不明な備品がないことが確認された。

### 4 まとめ

本件通報を受け、備品が本来あるはずの場所に見当たらないとする事実に関する調査を行ったが、調査の結果、本件備品全てについて納品され、そのうち2セットが執務室、残りの30セットは別室で保管されていることを確認することができた。当初は執務室に32セットを設置予定だったが、執務室の各職員との調整により、このような配置になったとのことである。

当該委託に関する管理担当部署の一連の契約事務手続については、調査を行ったX局によれば、契約締結が令和4年2月某日であるところ、それ以前の説明会を経て翌日の庁内会議において本件備品のうち2セットのみを執務室に配置すると事実上方針変更している。つまり、契約締結時点において、30セットは当初想定していた執務室のレイアウト変更という用途では使用しないこととなっていたことになる。その結果、将来の職員の増員等に対応するために別室に保管しておくこととして同年3月に変更契約を締結しているが、本件備品を保管することで、その別室が本来の用途で使用できなくなったのであり、別室への配置に係る検討は契約締結後にも継続されていたことから、当初の契約は、職員のレイアウト変更への反発に対し十分な想定がないまま契約締結に至ったのではないかと指摘せざるを得ない。今回の一連の契約等の手続きは法令等に抵触するものではないものの、執務室のレイアウトという執務環境に係る事項であったことを踏まえれば、より早い時期から各職員への説明や意見聴取等の調整を行うことで追加負担は生じなかったのであり、レイアウト変更の進め方については真摯に反省してもらいたい。

X局としては、このようなことが再度起こることがないよう、今後は新たな業務を進める際には職員とのコミュニケーションを増やして対応していくと述べているので、その点は強く期待するものである。

本委員会としても、X局の取組により、Yセンター内の各担当間での円滑なコミュニケーションを通じて円滑な予算執行、組織運営が進むことを期待し、本調査を終了するものとする。

本市の対応

本件備品の設置は執務室のレイアウトという執務環境に係る事項であったことから、執務室の各職員に対してもう少し丁寧に確認しながら進めていく必要があった。今後も新たな業務を進める際には、執務室の各職員とのコミュニケーションの機会を増やし、丁寧に対応していく。